

岩手県告示第 172 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定する。

平成 21 年 3 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	二戸五日市線	二戸郡一戸町鳥越字駒木平 51 番 3 地先から二戸市浄法寺町岡本前田 9 番 6 地先まで
県道	盛岡和賀線	花巻市石鳥谷町大瀬川第 11 地割 366 番から湯本第 7 地割 153 番 1 地先まで

2 指定する期日 平成 21 年 4 月 1 日